

佐渡金銀山普及・啓発物品貸出要領

平成 26 年 7 月 30 日 制定

令和 3 年 3 月 12 日 教文第 1444 号 改正

令和 3 年 9 月 28 日 教文第 828 号 改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、新潟県が所有する佐渡金銀山の普及・啓発物品（以下「物品」という。）を貸し出す場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(貸出承認申請等)

第 2 条 物品の貸与を希望する者（以下「借受者」という。）は、あらかじめ、佐渡金銀山普及・啓発物品借受申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添付して、文化行政課長（以下「許可者」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。

2 貸出可能な物品は別に定める。

(貸出許可)

第 3 条 許可者は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、物品の貸出しを許可する。

(1) 新潟県、佐渡市及び佐渡金銀山の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

(2) 物品を適正に管理監督できないおそれがあるとき。

(3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(5) 借受者が次のいずれかに該当する場合。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第 2 条第 1 項第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(6) その他、許可者が物品の貸出しについて不適当であると認めるとき。

2 前項の許可は、佐渡金銀山普及・啓発物品貸出許可書（様式第 2 号）をもって行う。

(貸出方法)

第 4 条 借受けを許可された者（以下「被許可者」という。）は、許可者から直接物品を借受け、直接返却することを原則とし、その作業は被許可者が行うものとする。

2 やむを得ず前項の作業を業者等に依頼する場合、その経費は被許可者の負担とする。

(貸出上の遵守事項)

第5条 被許可者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 物品返却時に、物品の使用状況がわかる写真等を提出すること。
- (4) その他、許可者が特に付した条件に従って使用すること。

(使用許可の取消)

第6条 被許可者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他本要領に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、被許可者に損害が生じても、許可者はその責めを負わない。

(物品の弁償)

第7条 物品をき損、又は紛失した場合は、被許可者の責任と負担により、修補又はき損、紛失した物品と同等以上の新品をもって弁償するものとする。

(許可者の責任)

第8条 物品の使用により、被許可者が被った被害に対しては、許可者は一切その責めを負わない。

(補足)

第9条 この要領に定めるものの他、物品の取扱いに係る必要事項は、許可者が別に定める。

附 則

この要領は平成26年8月1日より施行する。

附 則

この要領は令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は令和3年10月1日から適用する。